

○沖縄総合事務局告示第六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十五日

沖縄総合事務局長 河合 正保

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道具志川環状線道路改築事業（沖縄県うるま市字天願天願原地内から沖縄市字登川中川原地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県うるま市字天願東津堅原、字天願西津堅原、字川崎後原、字川崎下田原、字川崎多幸地原、字兼箇段後原地内及び沖縄市字登川中川原地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請にかかる事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請にかかる事業は、沖縄県うるま市字天願天願原地内から沖縄市字登川中川原地内までの延長4,005mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道具志川環状線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般県道具志川環状線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄本島中部圏に位置する沖縄県うるま市字安慶名東原地内を起終点とし、沖縄市内の一部を含む、うるま市内の旧具志川市街地を中心とした地域(以下「具志川地区」という。)を循環する総延長 14.63 km の環状道路である。

本路線が循環する具志川地区は、地区内を縦断する主要地方道沖縄石川線に、一般県道 8 号線、一般県道 36 号線バイパス、一般県道 16 号線等が交差しており、これらの各交差点を中心に既成市街地が形成されているほか、安慶名交差点を中心とした安慶名地区土地区画整理事業、さらに本路線も含まれる江州交差点を中心とした江州及び江州第二土地区画整理事業、また、沖縄市の一部として含まれる美里土地区画整理事業のほか、地区内においては都市計画街路事業が進められ、これら各事業の進捗に伴い都市化・市街地化の進展及び人口の増加が著しい地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線の現道は、歩道が未整備な箇所や線形不良箇所(曲線半径 60 m 未満:3箇所、縦断勾配 7% 超え:3箇所)が存し、集落内の生活道路に通過交通が流入し、交通が錯綜することから、歩行者や通行車両の円滑かつ安全な交通が著しく阻害されている状況にある。

更に、本件区間周辺には、既存集落はもとより、沖縄県社会福祉事業団具志川厚生園、うるま市立川崎小学校、うるま市立いちゅい具志川じんぶん館等の公共公益施設が存する中、近接する駐留軍施設からの米軍関係車両が、周辺県道の渋滞を避けるため、集落内の市道を通行し、歩行者や通行車両の円滑かつ安全な交通が脅かされている。

また、本路線が循環する具志川地区は、土地区画整理事業を中心とした各種基盤整備が進み、これらの事業の進捗に伴い、都市化・市街地化の進展及び人口の増加が著しい地域となっているため、本件区間周辺の幹線県道においては、交通混雑が顕著となっており、平成 22 年度道路交通センサスによると、本路線を横断する一般県道 8 号線のうるま市字川崎地内で 14,263 台/日、本路線を縦断する主要地方道沖縄石川線の同市字安慶名地内で 19,975 台/日の自動車交通量があり、混雑度はそれぞれ 1.42、1.26 となっている。

本件事業が完成すれば、具志川地区における地区内交通と通過交通を分離することにより、具志川地区内の慢性的な交通渋滞が緩和されるとともに、集落内の生活道路への通過交通の流入が減少し、歩行者の安全で円滑な交通が確保されることによって、沿道地域における生活環境の改善も図られるものである。

なお、本件事業における環境影響評価については、「環境影響評価法」(平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号)及び「沖縄県環境影響評価条例」(平成 12 年 12 月 27 日沖縄県条例第 77 号)の実施対象外であるが、環境影響評価法等に準じて、任意にて本件事業地周辺における環境影響調査を実施している。その結果、自動車の走行及び工事の際に起因する大気汚染、騒音及び振動について、環境保全目標を達成することが予測される。

また、本件事業においては、橋梁の施工による河川への影響が思慮されるが、改変は橋台

付近のごく限られた場所であるため、河川や河畔林は維持され、重要な種の生息・生育状況に及ぼす影響は小さく、工事に際しても環境保全に配慮した必要な対策が講じられるものであり、環境への影響は軽微なものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

上記環境影響評価調査等によると、本件事業及びその周辺の土地において、動物については、環境省のレッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、マルタニシ、準絶滅危惧に掲載されているミサゴ、ヌノメカワニナ、イボアヤカワニナ、サカモトサワガニ、沖縄県のレッドデータおきなわに準絶滅危惧として掲載されているオリオオコウモリ、オオバン、カワセミ、ヒラマキミズマイマイ等が確認されている。

このうち哺乳類や鳥類は移動能力が高く、周辺に同様な環境があり、また、鳥類の営巣は確認されておらず、改変は橋台付近のごく限られた場所で、河川や河畔林は改変されず維持されることから、喪失する個体はなく、生息・生育状況に及ぼす環境への影響は小さいものと予測されている。

植物については、環境省のレッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオイシカグマ、オキナワヤマコウバシ、クスノハカエデ、ツルラン、準絶滅危惧として掲載されているヤエヤマコクタン、沖縄県のレッドデータおきなわに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマツザカシダ等が確認され、このうち工事の実施により、オキナワヤマコウバシの一部個体が消滅すると予測されることから、環境保存措置として移植を行うことによって、生息・生育環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう十分配慮している。また、上記のとおり河川や河畔林は改変されず維持されることから、環境への影響は小さいものと予測されている。

なお、工事施工にあたっては、施工前に確認調査を行い、工事による改変箇所に確認された場合には、専門家の指導、助言を受け、生育可能な箇所へ移植を行うなど、生育環境の保全に努めることとしている。

このほか、確認されている文化財については、その存在を考慮し、迂回した事業計画となっていること、工事中に確認された遺跡等については、沖縄県教育委員会、うるま市教育委員会と協議のうえ、記録保存の措置を講じているほか、改めて本事業による土地の改変の際に、文化財が確認された場合には、うるま市教育委員会、沖縄市教育委員会との協議により、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑の解消と歩行者等の安全の確保を図り、安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第4種第2級及び第4種第3級の規格に基づく2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、バイパス方式の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は周辺集落を避けて通過することから、地域住民に与える影響が最も少なく線形も良好で、路線延長が最も短いため、用地取得面積が最少で、家屋等の支障別件も最も少なく、経済的に廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、歩道が未整備な箇所や線形不良箇所が存し、集落内の生活道路に通過交通が流入し、交通が錯綜することから、歩行者や通行車両の円滑かつ安全な交通が著しく阻害されている状況にある。また、本件区間周辺の幹線県道においては交通混雑が顕著となっていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

更に、うるま市や本件区間に存する住民自治会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。